

学校や子供たちをとり巻く教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加し、教職員の時間外業務が社会的問題となる中、教職員の心身の健康を守るとともに、子供たちへの教育活動を充実させるため、働き方改革を進めています。

文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を令和2年1月に告示し、智頭町でもそれを踏まえて、「町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、遵守に向けて取り組んでいます。令和5年8月には中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会から、教師を取り巻く環境整備について緊急提言が出されるなど、働き方改革の重要性は更に高まっています。

また、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることを目的とした「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めることと規定されました。これらを踏まえ、学校における働き方改革の更なる推進に向け、本町でも実施計画を策定しました。

今後は、ICTや生成AIの活用に拠る校務DXの推進等の取組を進めることで、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けたよりよい教育を行えるようにすることを目標とします。

## 1 目的

教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向き合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。

※「児童生徒のためであればどんな長時間勤務もよしとする」という働き方により、教員が疲弊していくのであれば、児童生徒のためにはならない。  
※学校教育の高い成果が、教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであれば、持続可能なものとは言えず、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなる。

## 2 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

※公立の義務教育諸学校の等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年6月18日公布）において、令和11年度までに政府による一箇月時間外在校等時間（時間外業務時間）を平均し30時間程度に削減する措置が新設されたことに併せるもの。

## 3 実施目標

- (1) 時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消
- (2) 一箇月時間外業務時間の平均時間が30時間以下
- (3) 年次有給休暇等の平均取得日数（夏季休暇を含む）が20日以上
- (4) ストレスチェックの実施率100%

## 4 取組内容

本計画においては、以下のような取組を柱に働き方改革を進めます。

- (1) 業務改善を推進するための枠組みや体制の整備
  - ①取組推進体制の整備

- ②管理職員の時間管理意識の向上
- ③教育委員会等による調査、会議、研修の見直し
- ④長時間勤務者の確実な把握と対策
- ⑤勤務時間や休日の確保の意識向上

(2) 教員以外の人材の活用、配置

- ①学校及び教員が担う業務の適正化 ※1 参照
- ②学校事務職員の校務の運営への参画の推進
- ③「教員業務支援員」の配置と有効活用による事務業務の軽減
- ④部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用、今後の在り方

※1 <学校と教師の業務の3分類>

①基本的には学校以外が担うべき業務	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	③教師の業務だが、負担軽減が図られるべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動	6. 調査・統計等への回答	14. 給食時間における対応
2. 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応	7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	15. 授業準備
3. 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)	8. I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16. 学習評価や成績処理
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9. 学校プールや体育館等の施設・設備	17. 学校行事の準備・運営
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10. 校舎の開錠・施錠	18. 進路指導の準備
※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12. 校内清掃	
	13. 部活動	
	※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画	

(3) 業務の見直し

- ①学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌の見直し）
- ②I C T等や生成A Iの活用によるD Xの推進
- ③勤務時間外の連絡対応等の体制整備
- ④教職員の業務改善への参画
- ⑤働きやすさと負担軽減の両立

(4) 関連する取組、今後のフォローアップ

- ①学校の基本方針の策定、運用及び学校運営協議会への報告
- ②智頭町業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を保護者・地域住民へ公表
- ③総合教育会議への報告